

株 主 各 位

北海道札幌市白石区本郷通一丁目北 1 番 15 号
株 式 会 社 進 学 会
代表取締役社長 平井 崇浩

第 4 1 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第 4 1 回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成 28 年 6 月 28 日（火曜日）午後 5 時までに到着するよう、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | |
|---------|---------|---|---------|
| 1. 日 | 時 | 平成 28 年 6 月 29 日（水曜日） | 午前 10 時 |
| 2. 場 | 所 | 北海道札幌市中央区大通西 3 丁目 7 番地
北洋大通センター 18 階ホール | |
| 3. 目的事項 | | | |
| 報告事項 | 1. | 第 41 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 | |
| | 2. | 第 41 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件 | |
| 決議事項 | 第 1 号議案 | 剰余金の配当の件 | |
| | 第 2 号議案 | 定款一部変更の件 | |
| | 第 3 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）5 名選任の件 | |
| | 第 4 号議案 | 監査等委員である取締役 3 名選任の件 | |
| | 第 5 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 | |
| | 第 6 号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 | |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shingakukai.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

事業報告

平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、全体としては緩やかな回復基調が続きましたが、海外景気の下振れリスクが懸念材料となり予断を許さない状況でもありました。

当学習塾業界におきましては、少子化傾向に対応するため各社ともエリア拡大や集客力のあるメニュー開発を行い、経営体質の強化や業容拡大、シナジー効果を期待した業務提携や資本提携の動きが見られ、業界再編が進行しております。また、進学校への受験意欲は高く、進学塾に対するニーズは依然根強いものがあります。

このような状況のもと、当社グループは引き続き会場のスクラップ&ビルドを積極的に推進し、地域ナンバーワン校への合格実績を高めるためにコース・メニューの拡充と指導力の更なる強化を実施してまいりました。当連結会計期間の売上高は5,433百万円（前年同期比4.2%減）、営業利益は255百万円（前年同期比54.1%増）、経常利益につきましては、持分法適用関連会社であった栄光ホールディングス株式会社の株式売却により持分法投資利益が消滅したことに加え、第1四半期に持分法投資損失が発生したこと等により、327百万円（前年同期比72.2%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前述の株式売却による投資有価証券売却益等により4,674百万円（前年同期比563.0%増）となりました。

事業のセグメント別の概況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後の区分に組み換えた数値で比較しております。

< 塾関連事業 >

当連結会計期間におきましては、会場のスクラップ&ビルドを進め、平成27年4月に千葉県八千代市に、平成28年3月に千葉市に本部を開設しました。この結果、平成28年3月末時点では本部数は69本部、会場数は341会場となりました。また、株式会社 浜学園との業務提携により設立した合弁会社『浜進学会』は名古屋市での展開として7月に第2号教室八事滝川校を、12月に第3号教室御器所校を開校しました。

個別指導部門の(株)プログレスは、本州地区での拡大等により、売上高は225百万円（前年同期比19.9%増）となりました。

この結果、塾関連事業の当連結会計期間の売上高は4,451百万円（前年同期比3.3%減）、セグメント利益は473百万円（前年同期比16.4%増）となりました。

＜スポーツ事業＞

札幌市内3ヶ所に施設を構えるスポーツクラブZipは、利用状況が安定しており、売上高は608百万円（前年同期比0.6%増）となり、セグメント利益は39百万円（前年同期比21.7%減）となりました。

＜賃貸事業＞

賃貸不動産や学習塾部門の教室の管理・清掃に関わる賃貸事業は、売上高は171百万円（前年同期比9.2%減）、セグメント利益は104百万円（前年同期比46.1%増）となりました。

＜その他事業＞

本セグメントは、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教材の印刷や備品・消耗品の仕入販売等を含んでおります。当連結会計期間においては、連結子会社の決算期変更により、売上高は202百万円（前年同期比26.4%減）、セグメント利益は18百万円（前年同期比40.0%減）となりました。

※セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

企業集団の部門別売上高の状況

部 門 名	売上高（百万円）	比率（％）
学 習 塾 部 門	4,451	81.9％
スポーツ事業部門	608	11.2％
賃 貸 事 業 部 門	171	3.2％
そ の 他	202	3.7％
合 計	5,433	100.0％

設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は 97 百万円で、主なものは教室用建物の造作及びＯＡ機器の購入であります。これらの設備投資資金は全額自己資金をもって充当致しました。

なお、資金調達面では特に記載すべき事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 38 期	第 39 期	第 40 期	第 41 期
	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日
売 上 高 (百万円)	6,546	6,156	5,669	5,433
経常利益 (百万円)	1,304	1,008	1,175	327
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	952	604	705	4,674
1 株 当 たり 当期純利益 (円)	47.66	30.23	35.29	233.98
総 資 産 (百万円)	24,444	24,895	25,898	29,304
純 資 産 (百万円)	22,817	23,316	23,858	27,761
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,141.99	1,166.98	1,194.11	1,389.48

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期	第 39 期	第 40 期	第 41 期
	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日
売 上 高 (百万円)	6,010	5,599	5,147	5,009
経常利益 (百万円)	666	515	677	394
当期純利益 (百万円)	338	142	458	6,035
1 株 当 たり 当期純利益 (円)	16.96	7.15	22.95	302.10
総 資 産 (百万円)	23,433	23,460	24,080	29,023
純 資 産 (百万円)	21,874	22,019	22,321	27,471
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,094.80	1,102.08	1,117.16	1,374.93

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しております。

なお、自己株式を純資産の控除項目としており、1株当たり当期純利益及び、1株当たり純資産の各数値は、発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。

2. 第40期より、持分法適用関連会社において、会計方針を変更したため、第39期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しています。なお、第38期以前に係る累積的影響額については、第39期の期首の純資産額に反映させています。

3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としてしております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権 比率	主要な事業内容
株式会社ノースパレス	100 百万円	100.0%	不動産管理
株式会社ホクシンエンタープライズ	100 百万円	100.0%	事務用機器の販売、システム開発、 教材等の印刷
株式会社プログレス	100 百万円	100.0%	個別指導

(4) 対処すべき課題

当業界は、少子高齢化の厳しい環境にあり、業界再編の動きも進行しているため、それらに対応できる施策が必要となってきました。また、学制や入試制度の改革並びに学習指導要領の改訂等、教育に関する情勢の変化に対応できるサービスの開発及び質の向上が今後ますます求められてくるものと認識しております。

これらのことから当社グループでは、受験意欲の高い地域における「新規エリアの開拓」、並びに合格実績を高めるための「講師指導力のレベルアップ」及び「教材の質の向上」を推進し、顧客満足度の更なる向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成 28 年 3 月 31 日現在）

事 業 区 分	事 業 内 容
学 習 塾 事 業	北大学力増進会、東北大進学会、東大進学会、進学会、 名大進学会、京大進学会、九大進学会 個別指導（㈱プログレス） 学校向けコンピュータ学習用ソフトの作成
ス ポー ツ 事 業	スポーツクラブ Zip
賃 貸 事 業	マンション賃貸事業 不動産管理業（㈱ノースパレス）
そ の 他 事 業	物販・印刷業（㈱ホクシンエンタープライズ）

(6) 主要な事業所

当 社 本 社	北海道札幌市白石区
学 習 塾 本部事務所	(北海道地区) 札幌東本部、札幌西本部、札幌南本部、札幌北本部、江別本部、千歳本部、小樽本部、岩見沢本部、旭川本部、滝川本部、帯広本部、函館本部、室蘭本部、苫小牧本部、釧路本部、北見本部、網走本部 (東北地区) 仙台本部、青森本部、三沢本部、八戸本部、秋田本部、山形本部、山形北本部、鶴岡本部、酒田本部、米沢本部、福島本部、いわき本部、会津若松本部 (関東地区) 水戸本部、宇都宮本部、日立本部、土浦本部、つくば本部、牛久本部、取手本部、守谷本部、柏本部、流山本部、野田本部、新松戸本部、船橋本部、津田沼本部、八千代本部、高崎本部 (信州地区) 長野本部、松本本部、飯田本部、岡谷本部 (東海地区) 静岡本部、富士本部、名古屋本部、四日市本部、津本部、鈴鹿本部、伊勢本部、桑名本部、松阪本部、名張本部 (北陸地区) 富山本部、福井本部 (中国地区) 松江本部、出雲本部、鳥取本部、米子本部、周南本部 (九州地区) 長崎本部
スポーツクラブ	スポーツクラブ Zip 麻生、スポーツクラブ Zip 平岸、スポーツクラブ Zip 琴似 (以上札幌市)
物販・印刷	(株)ホクシンエンタープライズ (札幌市)
賃貸物件	ノースパレス白石、ノースパレス麻生、ノースパレス元町、センチュリースペース中央 411 (以上札幌市)、ノースパレス 112 (帯広市)

(7) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
学習塾事業	266 名	22 名減
スポーツ事業	7 名	1 名増
賃貸事業	1 名	—
その他事業	9 名	1 名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
248 名	18 名減	35.8 歳	11.8 年

(注)使用人数には、時間講師、パートタイマー、契約職員等の臨時雇用者を含んでおりません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

- ① 発行可能株式総数 47,600,000 株
- ② 発行済株式の総数 20,031,000 株（自己株式 50,853 株を含む）
- ③ 株主数 3,553 名
- ④ 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 平 井 興 産	6,837,528 株	34.2%
平 井 睦 雄	2,953,520	14.8
浜 興 産 株 式 会 社	706,200	3.5
平 井 純 子	600,032	3.0
平 井 将 浩	593,416	3.0
平 井 崇 浩	588,016	2.9
ステート ストリート バンク アンド' トラスト カンパニー	564,159	2.8
進 学 会 職 員 持 株 会	437,418	2.2
ステート ストリート バンク アンド' トラスト カンパニー 505012	266,100	1.3
株 式 会 社 北 洋 銀 行	250,630	1.3

（注） 持株比率は自己株式（50,853 株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	平 井 睦 雄	株式会社ホクシエンタープライズ 代表取締役会長 株式会社ノースパレス代表取締役社長 株式会社プログレス代表取締役
代表取締役社長	平 井 崇 浩	株式会社プログレス代表取締役
取 締 役	松 田 啓	専務執行役員管理本部長
取 締 役	是 津 智 己	総務部長
取 締 役	平 井 将 浩	社長室長
取 締 役	引 野 講 二	K K R 札幌医療センター医師

常 勤 監 査 役	柴 田 義 之	株式会社ホクシエンタープライズ 監査役 株式会社ノースパレス 監査役
監 査 役	桑 澤 嘉 英	株式会社クワザワ代表取締役社長
監 査 役	渡 辺 淳 也	株式会社恵和ビジネス代表取締役社長
監 査 役	佐久間 一郎	社会医療法人社団カスサポロ北光記念クリニック所長

(注) 取締役引野講二氏は社外取締役であります。

監査役桑澤嘉英氏、渡辺淳也氏及び佐久間一郎氏は社外監査役であります。

なお、当社は、監査役桑澤嘉英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (1 名)	35 百万円 (1 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	9 百万円 (4 百万円)
合 計 (うち社外役員)	10 名 (4 名)	44 百万円 (5 百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、昭和 62 年 5 月 30 日開催の第 12 回定時株主総会において、年額 300 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、昭和 62 年 5 月 30 日開催の第 12 回定時株主総会において、年額 30 百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役桑澤嘉英氏は、株式会社クワザワの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は株式会社クワザワとの間に特別な関係はありません。
- ・ 監査役渡辺淳也氏は、株式会社恵和ビジネスの代表取締役社長を兼務しております。なお当社は株式会社恵和ビジネスとの間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当ありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 引野講二	当該年度に開催された取締役会 16 回のうち 16 回出席致しました。講師経験を元に指導面について、またコンプライアンス上の観点から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 桑澤嘉英	当事業年度に開催された取締役会 16 回のうち 13 回に出席し、監査役会 6 回のうち 6 回に出席致しました。取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性、及び経営効率化に対する考え方など適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、当社の会計処理並びに内部監査について適宜発言を行っております。
監査役 渡辺淳也	当事業年度に開催された取締役会 16 回のうち 13 回に出席し、監査役会 6 回のうち 6 回に出席致しました。取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性、及び経営効率化に対する考え方など適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、当社の会計処理並びに内部監査について適宜発言を行っております。
監査役 佐久間一郎	当事業年度に開催された取締役会 16 回のうち 12 回に出席し、監査役会 6 回のうち 6 回に出席致しました。取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性、及び経営効率化に対する考え方など適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、当社の会計処理並びに内部監査について適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16 百万円
・ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案致します。

(4) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、内部統制システムの構築及び法令・定款遵守の体制の確立に努め、企業統治の強化を図るものとする。

当社は、遵守すべき基本的なルールとして「進学会グループ企業倫理規程」を制定しており、取締役及び使用人が高い倫理観に基づいて行動することを求めている。

また、当社はコンプライアンス管理規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置しており、法令遵守の意識が組織全体に行きわたるための施策を実施し、事件・事故の回避に向けた具体策を指導するものとする。

取締役会は、コンプライアンス委員会から毎月定例的に状況報告を受け、方針・施策の確認と翌月以降の注意点の確認を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、社内規程及び各種マニュアルに基づき、取締役の業務執行に係る情報・文書等の保存を行う。

情報管理については、情報安全対策基準（セキュリティポリシー）及び文書取扱規程の定めにより対応する。

取締役又は監査役が求めたときは、いつでも当該情報を閲覧できる体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を制定するとともに、リスク管理委員会を設置し、経営リスクによる損失の危険の管理に対応する。

リスク管理委員会は、年度経営計画策定に当たって、各部署から経営を取り巻く環境及び経営資源上のリスク等の情報収集を行い、関係部署に対して適切な対応策の策定を指示する。

また、リスク管理委員会は、原則、半期に一度見直しを行い、対応策の進捗状況チェックと適切な指導を行ない、リスク評価結果を取締役に報告し承認を得る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程において責任者及びその責任や執行手続等を制定し、各取締役に業務執行を行わせる。

取締役は、毎月定例的に取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定決議事項や経営方針に関する重要事項の決定並びに取締役会の業務執行状況の監督等を行う。

経営計画の全社的な徹底を図るため、毎月役員及び部室長による経営会議を開き、より実践的な活動計画と活動結果の確認を行う。

業務遂行面においては、全社的な目標として経営計画及び予算を策定し、各部門においてはそれを受けて各部運営計画並びに活動具体策を作成し、各部門担当役員による定期的な進捗チェックを受けながら実行する。

執行役員制度を導入し、取締役による業務の意思決定及び監督機能と執行役員による業務執行機能を分離し、取締役の職務遂行機能を強化している。

⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、より高い倫理観を持った企業活動を通じ、強い信頼を得る企業風土を築くために、「進学会グループ企業倫理規程」を制定し、企業倫理の確立をめざす。

また、クリーン・ライン制度（内部通報制度）により企業倫理のモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループとしての力を有効に発揮するため、当社取締役又は担当部門責任者がグループ各社の取締役又は監査役に就任する。

関係会社の経営については、関係会社の部門責任者と関係会社担当の当社役員が出席する関係会社経営会議を毎月開き、事業内容の報告・確認を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、内部監査部門に所属する使用人の中から監査役と取締役が協議の上、選任する。指名された内部監査部門の使用人は監査役の指示に従いその職務を行う。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役又は監査役会の職権に服すると同時に各取締役から独立した存在とし、経済的及び精神的に不当な取扱を受けないことを保証するものとする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

各取締役及び使用人が、その職務の執行に当たり次に掲げる事項に関して重要性があると認めるときは、職務執行に係る指揮命令系統に関わらず、監査役又は監査役会にその内容を報告することができる。

また、監査役又は監査役会から要請があった場合は、必要な報告及び情報提供を行うものとする。

- ・ 会社に重大な損害を与える恐れがある事項
- ・ 法令及び定款に違反する行為又は社会通念上の不当な行為
- ・ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ クリーン・ライン制度（内部通報制度）の運用及び通報の内容
- ・ 内部統制システムの整備・運用状況
- ・ その他、監査役又は監査役会が必要と判断した事項

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役監査の実施に関して、監査環境の整備、監査役の独立性の確保、内部統制システムの充実、代表取締役との定期的な意見交換、会計監査人・内部監査人との定期的な意見交換を図るよう努力し、監査役監査が実効的に行われる体制を確保するために協力するものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たないものとする。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、警察等の関係行政機関と連携して、反社会的勢力を断固排除するものとする。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成し、監査役4名も出席し、取締役の職務執行を監督した。また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行した。

子会社については、関係会社管理規程に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めた。

コンプライアンス面では、コンプライアンス委員会を毎月開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議し、必要に応じてコンプライアンス態勢を見直した。また、リスク管理面ではリスク管理委員会を半期に一度開催し、当社グループのリスク評価を行い、取締役会へ報告し、リスクの管理・低減に努めた。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、塾部門各地域本部・スポーツ事業部門各店舗・子会社各事業部を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告した。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、四半期に一度の定例監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行った。また、取締役会に出席した他、取締役および執行役員その他使用人との対話を行い、内部監査室および会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査した。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べた。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,697,967	流動負債	1,052,300
現金及び預金	14,836,750	支払手形及び買掛金	72,565
受取手形及び営業未収入金	57,363	未払金	315,932
有価証券	115	未払法人税等	100,261
商品及び製品	13,021	未払費用	186,825
仕掛品	8,250	前受金	370,106
原材料及び貯蔵品	22,045	その他	6,609
繰延税金資産	51,849		
未収還付法人税等	582,938	固定負債	490,109
その他	126,914	繰延税金負債	2,034
貸倒引当金	△1,284	役員退職慰労引当金	269,767
		資産除去債務	193,340
		その他	24,966
固定資産	13,606,402	負 債 合 計	1,542,410
有形固定資産	6,275,932	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	3,580,330	株主資本	27,890,029
機械装置及び運搬具	36,525	資本金	3,984,100
土地	2,605,869	資本剰余金	3,344,000
その他	53,206	利益剰余金	20,607,464
無形固定資産	27,394	自己株式	△45,535
その他	27,394	その他の包括利益累計額	△128,070
投資その他の資産	7,303,075	その他有価証券評価差額金	△162,782
投資有価証券	6,748,853	退職給付に係る調整累計額	34,712
繰延税金資産	72,235		
敷金及び保証金	293,945	純 資 産 合 計	27,761,959
退職給付に係る資産	32,021		
その他	156,018		
資 産 合 計	29,304,369	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,304,369

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,433,830
売上原価		4,107,954
売上総利益		1,325,875
販売費及び一般管理費		1,069,876
営業利益		255,999
営業外収益		
受取利息及び配当金	138,053	
有価証券償還益	3,520	
有価証券売却益	176,917	
有価証券評価益	990	
その他	18,908	338,388
営業外費用		
持分法による投資損失	119,092	
為替差損	147,515	
その他	351	266,959
経常利益		327,429
特別利益		
投資有価証券売却益	4,903,426	4,903,426
特別損失		
固定資産除却損	26,623	
投資有価証券評価損	563	
減損損失	140,009	167,196
税金等調整前当期純利益		5,063,658
法人税、住民税及び事業税	614,457	
法人税等調整額	△225,707	388,749
当期純利益		4,674,909
親会社株主に帰属する当期純利益		4,674,909

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,984,100	3,344,000	16,027,811	△45,516	23,310,395
当期変動額					
剰余金の配当			△199,801		△199,801
親会社株主に帰属する当期純利益			4,674,909		4,674,909
持分法適用会社に対する持分変動に伴う剰余金の増減額			46,627		46,627
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金の増減額			57,918		57,918
自己株式の取得				△18	△18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,579,653	△18	4,579,634
当期末残高	3,984,100	3,344,000	20,607,464	△45,535	27,890,029

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	509,396	3,427	35,270	548,094	23,858,489
当期変動額					
剰余金の配当					△199,801
親会社株主に帰属する当期純利益					4,674,909
持分法適用会社に対する持分変動に伴う剰余金の増減額					46,627
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金の増減額					57,918
自己株式の取得					△18
株主資本以外の項目の当期変動額	△672,179	△3,427	△558	△676,165	△676,165
当期変動額合計	△672,179	△3,427	△558	△676,165	3,903,469
当期末残高	△162,782	—	34,712	△128,070	27,761,959

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の範囲に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

3 社

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の名称

株式会社 ホクシンエンタープライズ

株式会社 ノースパレス

株式会社 プロGRESS

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法非適用会社の数

1 社

持分法非適用会社の名称

株式会社 浜進学会

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法適用の範囲の変更に関する注記

①連結の範囲の変更

前連結会計年度まで連結子会社でありました有限会社進学会ホールディングスは、平成27年10月1日付けで当社との吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

②持分法適用の範囲の変更

前連結会計年度まで持分法適用会社でありました栄光ホールディングス株式会社は、株式を売却したことにより、平成27年6月30日付けで持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（売却原価は、移動平均法により算定し、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。）
なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ii) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

iii) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商 品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～47 年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

ロ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

入会要領に基づいて、会員より受け入れた授業料収入（塾部門における教材費、テスト代及びスポーツ事業部門における年会費を含む）は、在籍期間に対応して、また、入会金は入会月の収益として売上高に計上しております。

ロ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ニ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	建物及び構築物	6,244,340 千円
	機械装置及び運搬具	520,375 千円
	その他	914,728 千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末の株式数（千株）
普通株式	20,031	—	—	20,031

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 第40回定時株主総会	普通株式	199,801	10	平成27年3月31日	平成27年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

・配当金の総額	599,404 千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	30 円
・基準日	平成28年3月31日
・効力発生日	平成28年6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは必要な資金を自己資金で賄っており、余資については、ポートフォリオの観点から株式と債券に分散し、期間も長短に分けて運用しております。デリバティブも利用しておりますが、一定の範囲を限度とした上で利回りの向上を図るために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式で

あり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが未締め翌々月 10 日払いであります。

当社グループが利用しているデリバティブを組み込んだ複合金融商品は、金融商品の時価により組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性を有しております。なお、取引相手先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手先の契約不履行によるリスクはないものと判断しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を格付けの高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っており、月次の取引実績は取締役会に報告しております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、設備資金及び運転資金を全額自己資金で賄っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	14,836,750	14,836,750	—
(2) 有価証券及び投資有価証券	6,383,956	6,533,854	149,898
資産計	21,220,707	21,370,605	149,898
デリバティブ取引 ※1	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

※1 複合金融商品の組込デリバティブについては有価証券及び投資有価証券に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	365,013

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、北海道札幌市その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸マンションを所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
	当連結会計年度 期 首 残 高	当連結会計年度 増 減 額	当連結会計年度 期 末 残 高	
賃貸等不動産	767,357	△29,704	737,652	755,955

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、固定資産税評価額、路線価等の指標に基づく時価であります。

また、賃貸等不動産に関する平成 28 年 3 月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収入 (千円)	賃貸費用 (千円)	差額 (千円)	その他 (売却損 益等) (千円)
賃貸等不動産	150,953	105,173	45,780	—

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,389 円 48 銭
1 株当たり当期純利益	233 円 98 銭

貸 借 対 照 表

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,653,552	流動負債	1,068,113
現金及び預金	13,797,649	買掛金	41,479
営業未収入金	42,697	未払金	356,710
有価証券	115	未払費用	160,970
商品及び製品	6,102	未払法人税等	88,944
仕掛品	8,250	前受金	371,560
原材料及び貯蔵品	22,263	その他	48,447
前払費用	71,125	固定負債	484,042
繰延税金資産	45,540	役員退職慰労引当金	263,330
未収還付法人税等	582,938	退職給付引当金	18,289
その他	78,185	資産除去債務	193,340
貸倒引当金	△1,316	その他	9,082
固定資産	14,369,865	負 債 合 計	1,552,156
有形固定資産	6,166,555	純 資 産 の 部	
建物	3,459,122	株主資本	27,637,242
構築物	41,013	資本金	3,984,100
機械及び装置	8,044	資本剰余金	3,344,000
車両運搬具	17,829	資本準備金	3,344,000
工具器具及び備品	52,668	利益剰余金	20,354,678
土地	2,587,877	利益準備金	358,000
無形固定資産	26,753	その他利益剰余金	19,996,678
その他	26,753	別途積立金	15,607,500
投資その他の資産	8,176,555	繰越利益剰余金	4,389,178
投資有価証券	6,678,433	自己株式	△45,535
関係会社株式	975,971	評価・換算差額等	△165,981
敷金及び保証金	288,273	その他有価証券評価差額金	△165,981
繰延税金資産	83,518		
その他	150,359		
		純 資 産 合 計	27,471,261
資 産 合 計	29,023,418	負債・純資産合計	29,023,418

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,009,341
売上原価		3,781,364
売上総利益		1,227,976
販売費及び一般管理費		1,065,599
営業利益		162,376
営業外収益		
受取利息及び配当金	171,259	
有価証券償還益	3,520	
有価証券売却益	176,917	
有価証券評価益	990	
その他	26,882	379,569
営業外費用		
為替差損	147,515	
その他	167	147,682
経常利益		394,264
特別利益		
投資有価証券売却益	107,183	
関係会社受取配当金	4,060,250	
抱合せ株式消滅差益	2,018,927	6,186,361
特別損失		
固定資産除却損	26,623	
投資有価証券評価損	563	
減損損失	140,009	167,196
税引前当期純利益		6,413,429
法人税、住民税及び事業税	390,308	
法人税等調整額	△12,794	377,514
当期純利益		6,035,914

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成 27 年 4 月 1 日 残高	3,984,100	3,344,000	3,344,000	358,000	15,607,500	△1,446,934	14,518,565	△45,516	21,801,148
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△199,801	△199,801		△199,801
当期純利益						6,035,914	6,035,914		6,035,914
自己株式の取得								△18	△18
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純 額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	5,836,113	5,836,113	△18	5,836,095
平成 28 年 3 月 31 日 残高	3,984,100	3,344,000	3,344,000	358,000	15,607,500	4,389,178	20,354,678	△45,535	27,637,242

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 27 年 4 月 1 日 残高	519,946	519,946	22,321,095
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△199,801
当期純利益			6,035,914
自己株式の取得			△18
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額	△685,927	△685,927	△685,927
事業年度中の変動額合計	△685,927	△685,927	5,150,166
平成 28 年 3 月 31 日 残高	△165,981	△165,981	27,471,261

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券
- ②子会社株式及び関連会社株式
- ③その他有価証券

・時価のあるもの

償却原価法（定額法）によっております。
移動平均法による原価法によっております。

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
（売却原価は、移動平均法により算定し、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

- ④デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

⑤たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商 品
- ・仕掛品
- ・貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～47年

- ②無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
③退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付見込額及び年金資産残高に基づき必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
(4) 収益及び費用の計上基準	入会要領に基づいて、会員より受け入れた授業料収入（塾部門における教材費、テスト代及びスポーツ事業部門における年会費を含む）は、在籍期間に対応して、また、入会金は入会月の収益として売上高に計上しております。
(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項	
①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
②消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
③退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	建物	5,959,916 千円
	構築物	281,528 千円
	機械及び装置	342,144 千円
	車両運搬具	132,731 千円
	工具器具及び備品	918,127 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	短期金銭債権	37,668 千円
	短期金銭債務	131,391 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	61,525 千円
	売上原価・販売費及び一般管理費	438,940 千円
営業取引以外の取引による取引高	営業外収益	39,183 千円
	特別利益	4,060,250 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	50,823	30	—	50,853

(注) 自己株式数の増加は単元未満株式の買取による増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産、繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	80,152 千円
退職給付引当金	5,561 千円
有価証券評価損	76,556 千円
未払賞与	23,855 千円
資産除去債務	58,830 千円
減損損失	308,194 千円
繰越欠損金	24,824 千円
有価証券評価差額金	43,597 千円
その他	37,473 千円
繰延税金資産小計	659,047 千円
評価性引当額	△514,664 千円
繰延税金資産合計	144,382 千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△15,323 千円
繰延税金負債合計	△15,323 千円
繰延税金資産の純額	129,059 千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	(有)進学会 ホールディングス (注2)	所有 100.0%	資金の貸付	資金の返済(注1)	2,406,425	関係会社貸付金	—
				利息の受取(注1)	2,096	未収収益	—
				配当金の受取	4,060,250	—	—

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。

(注2) 平成27年10月1日付けで、有限会社進学会ホールディングスは、当社との吸収合併により消滅しております。

上記の取引金額は、関連当事者に該当した期間の取引について記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,374 円 93 銭
1株当たり当期純利益	302 円 10 銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 30 日

株式会社 進 学 会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	篠河 清彦 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	片岡 直彦 印
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社進学会の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社進学会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 30 日

株式会社 進 学 会
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	篠河 清彦 印
業 務 執 行 社 員		
指定有限責任社員	公認会計士	片岡 直彦 印
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社進学会の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 41 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 41 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 6 月 3 日

株式会社進学会	監査役会	
監査役（常勤）	柴田 義之	印
社外監査役	桑澤 嘉英	印
社外監査役	渡辺 淳也	印
社外監査役	佐久間一郎	印

（注）監査役桑澤嘉英、渡辺淳也及び佐久間一郎は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案致しまして、以下のとおりと致したいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金30円00銭（普通配当10円、特別配当20円）
総額 599,404,410円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能強化とコーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的とし、さらなる企業価値の向上を目指して、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することにいたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な項目等について、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- (1) 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために必要な変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

本議案における定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 ～ 3 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 ～ 3 条 (現行どおり)
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 ～ 12 条 (条文省略)	第 6 ～ 12 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 ～ 17 条 (条文省略)	第 13 ～ 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第 18 条 <u>当会社に 20 名以内の取締役を置く。</u> (新 設)	(取締役の員数) 第 18 条 <u>当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は 15 名以内とする。</u> <u>② 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第 19 条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u>	(取締役の選任) 第 19 条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
② (条文省略) ③ (条文省略) (新 設)	② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ <u>当社の監査等委員である取締役の補欠の選任の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(取締役の任期) 第 20 条 <u>取締役の任期は、選任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時満了する。</u>	(取締役の任期) 第 20 条 <u>当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時</u>

(新 設)

- ② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付役員)

第 21 条 取締役会の決議により取締役中から、代表取締役会長、代表取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を選任することができる。

第 22 条 (条文省略)

(取締役の報酬等及び退職慰労金)

第 23 条 取締役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 (条文省略)

- ② (条文省略)
(新 設)

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会の通知は、会日の 4 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

株主総会終結の時までとする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付役員)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役会長、代表取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を選任することができる。

第 22 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等及び退職慰労金)

第 23 条 当会社の取締役の報酬等及び退職慰労金は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 (現行どおり)

- ② (現行どおり)

- ③ 前 2 項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法) 第 26 条 (条文省略) ② 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (新 設) (新 設) (新 設) 第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役の員数) 第 27 条 <u>当会社に 5 名以内の監査役を置く。</u> (監査役の選任) 第 28 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	(取締役会の決議方法) 第 26 条 (現行どおり) ② 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第 27 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役の責任免除) 第 28 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> ② <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u> 第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削 除) (削 除)
--	---

② <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(監査役の任期)	
第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時満了する。</u>	(削 除)
② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u>	(削 除)
(常勤監査役)	
第30条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u>	(削 除)
(監査役の報酬等及び退職慰労金)	
第31条 <u>監査役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u>	(削 除)
(監査役会の招集)	
第32条 <u>監査役会の通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u>	(削 除)
② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u>	(削 除)
(監査役会の決議方法)	
第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(社外監査役の責任免除)	
第34条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</u>	(削 除)
(新 設)	
	(常勤の監査等委員)
	第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>

		(招集通知)
(新 設)		第 30 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u>
(新 設)		② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
		(決議方法)
(新 設)		第 31 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員会の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
		(監査等委員会規程)
(新 設)		第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u>
(新 設)		第 6 章 会計監査人
		(選任)
(新 設)		第 33 条 <u>当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
		(任期)
(新 設)		第 34 条 <u>当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)		② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
		(報酬等)
(新 設)		第 35 条 <u>当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
	第 6 章 事業年度	第 7 章 計 算
第 35 条	(条文省略)	第 36 条 (現行どおり)
第 36 条	(条文省略)	第 37 条 (現行どおり)

第 37 条	(条文省略)	第 38 条	(現行どおり)
第 38 条	(条文省略)	第 39 条	(現行どおり)
	(新 設)	②	<u>未払の剰余金の配当については利息を支払 わない。</u>
附則			
第 1 ～ 2 条	(条文省略)		(現行どおり)

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名選任の件

当社は、第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。取締役全員（6 名）は、定款第 20 条の定めおよび監査等委員会設置会社への移行により、本總會終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	ひら い むつ お 平 井 睦 雄 (昭和 24 年 4 月 7 日生)	昭和 47 年 4 月 北大学力増進会代表 昭和 51 年 6 月 株式会社北大学力増進会（現株式会 社進学会）代表取締役社長 平成 21 年 4 月 当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ホクシエンタープライズ 代表取締役会長 最終学歴 小樽商科大学卒	2, 953, 520 株
2	まつ だ けい 松 田 啓 (昭和 37 年 4 月 4 日生)	昭和 61 年 4 月 株式会社北大学力増進会（現株式会 社進学会）入社 平成 19 年 5 月 当社教育ソフト開発部長 平成 20 年 4 月 当社編集部長 平成 21 年 5 月 当社執行役員札幌ブロック代表 平成 22 年 5 月 当社常務執行役員教務本部担当 平成 23 年 5 月 当社常務執行役員管理本部長 平成 23 年 6 月 当社取締役常務執行役員管理本部長	14, 800 株

		平成 24 年 6 月 当社専務執行役員管理本部長 平成 27 年 6 月 当社取締役専務執行役員管理本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ホクシエンタープ ライズ 専務取締役 最終学歴 北海道大学理学部	
3	ぜっ つ とも み 是 津 智 己 (昭和 44 年 8 月 13 日生)	平成 4 年 4 月 当社入社 平成 19 年 5 月 当社総務部課長 平成 23 年 10 月 (株)シェンコーポレーション取締役 平成 24 年 6 月 当社取締役総務部長 (現任) 最終学歴 一橋大学社会学部卒	14,300 株
4	ひら い たか ひろ 平 井 崇 浩 (昭和 52 年 6 月 10 日生)	平成 17 年 4 月 当社入社 平成 17 年 6 月 当社常務取締役 平成 21 年 4 月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プログレス 代表取締役 最終学歴 東京大学経済学部卒	588,016 株
5	ひら い まさ ひろ 平 井 将 浩 (昭和 55 年 10 月 28 日生)	平成 21 年 4 月 当社入社 平成 22 年 4 月 当社個別指導担当 平成 23 年 5 月 当社情報システム部 平成 24 年 4 月 当社会長付 平成 24 年 6 月 当社取締役会長付 平成 25 年 4 月 当社取締役社長室長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ホクシエンタープ ライズ 取締役 最終学歴 北海道大学工学部卒	593,416 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記候補者の記載は年齢順となっております。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

当社は、第 3 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴いまして、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
※ 1	しば た よし ゆき 柴 田 義 之 (昭和53年11月27日)	平成16年4月 当社入社 釧路本部 平成20年4月 当社 札幌南本部 平成21年5月 当社 編集部 平成23年10月 当社 総務部主任 平成24年6月 当社 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ホクシエンタープライズ 監査役 株式会社ノースパレス 監査役 最終学歴 北海道大学文学部卒	6,200株
※ 2	ひき の こう じ 引 野 講 二 (昭和26年10月3日生)	昭和61年4月 札幌鉄道病院整形外科医長 昭和63年4月 札幌鉄道病院整形外科主任医長 平成18年4月 医師(斗南病院整形外科非常勤) 平成18年6月 当社社外監査役 平成24年6月 当社社外取締役(現任) 平成25年4月 KKR札幌医療センター医師(現任) 最終学歴 北海道大学医学部卒	30株
※ 3	さ く ま いち ろう 佐 久 間 一 郎 (昭和29年9月10日)	昭和61年5月 米国コーネル大学医学部薬理学講座 研究員 平成5年11月 北海道大学医学部循環器内科助手 平成11年5月 北海道大学医学部附属病院循環器 内科講師 平成17年4月 社会医療法人社団カレスサッポロ 北光記念クリニック所長(現任) 最終学歴 北海道大学大学院医学研究科 博士課程修了	2,000株

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 引野講二氏および佐久間一郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 柴田義之氏を取締役候補者とした理由

柴田義之氏は、当社において監査役を務め、当社の経営全般にわたる知識を有し、財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、選任をお願いするものであります。

5. 引野講二氏および佐久間一郎氏を社外取締役候補者とした理由

引野講二氏は、当社業務内容に精通しており、人間性および意見内容が公正で信頼のおけることから、当社の経営に対して的確な助言・監督をいただいております。今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しますので、選任をお願いするものであります。

社外取締役在任年数 4 年（本総会終結時）

佐久間一郎氏は、病院院長としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営に対して的確な助言・監督をいただいております。今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

社外監査役在任年数 4 年（本総会終結時）

6. 引野講二氏および佐久間一郎氏につきましては、東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出る予定であります。

7. 引野講二氏および佐久間一郎氏が取締役に選任された場合、当社は各氏との間に、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和62年5月30日開催の第12回定時株主総会において、年額300百万円以内とする旨をご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内とすること、および各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、従来どおり使用人としての給与は含まないものといたします。

現在の取締役は、6名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、昭和62年5月30日開催の第12回定時株主総会において、年額30百万円以内とする旨をご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の監査役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつき、ご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものといたします。

株主総会会場ご案内図

会 場 札幌市中央区大通西3丁目7番地
北洋大通センター 18階ホール
(大通ビッセのビル)

最寄りの駅 ● 地下鉄 南北線又は東西線の『大通駅』7番出口

